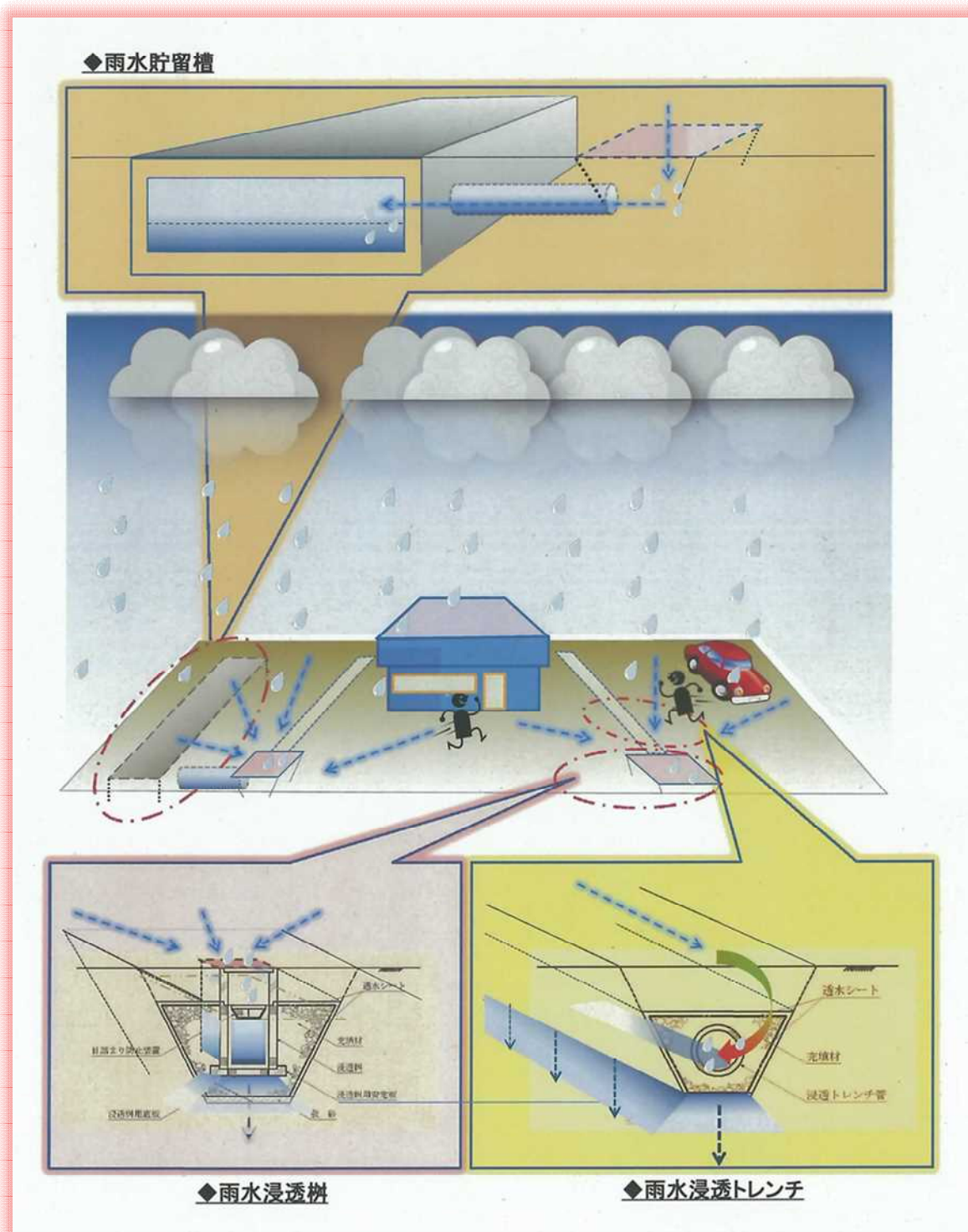


雨水流出抑制施設設置のお願い

～旭川市雨水流出抑制に関する指導要綱の手引き～



1. 流出抑制対策の必要性

近年、都市化の進展に伴い地表がコンクリートやアスファルトで覆われることにより、大雨の際には今まで地面にしみ込んでいた雨水が、短時間に集中して雨水管や河川に流れ込むようになり、浸水被害が発生しています。

市では、このような事態に対応するため、従前から多額の予算を投じて雨水管などの整備を進めて参りました。

しかし、雨水管などの整備はある一定の基準によって整備しているため、大規模な施設において、その基準を超えるような短時間に大量の雨水が雨水管などに排出されると、内水被害が発生することとなります。

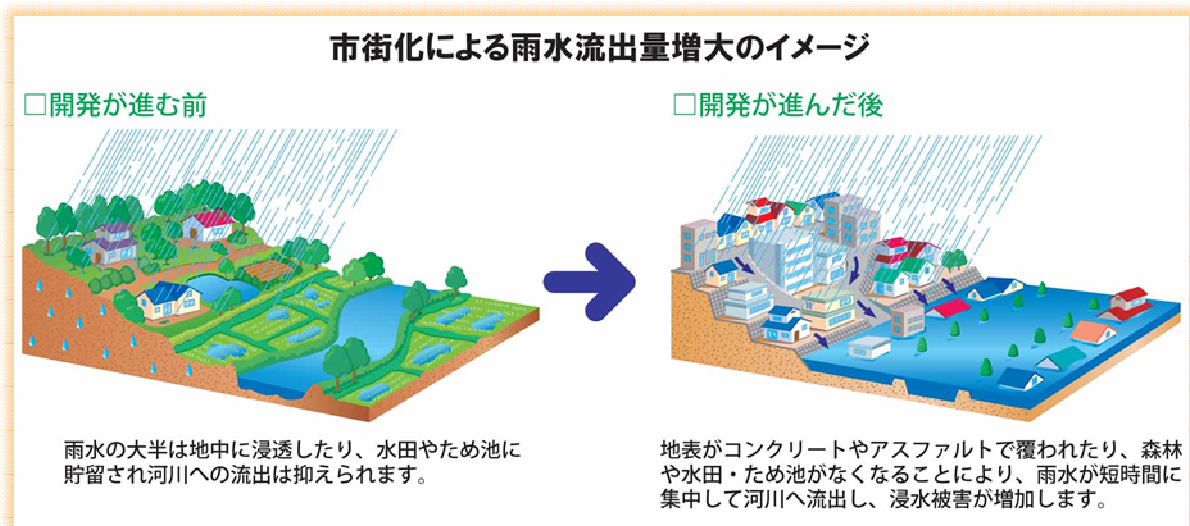
このことから、事業者の方々とも協力して、雨水の流出抑制対策を進めていきます。

流出抑制対策では、大量の雨水を一時に流出させないための対策（雨水浸透や雨水貯留）が重要となります。

市では、流出抑制対策の一環として、公共施設だけでなく民間施設の設置時に雨水流出抑制施設を設置して頂くため、「旭川市雨水流出抑制に関する指導要綱」を策定し、平成26年4月に施行しています。

このパンフレットは、上記要綱の概要をまとめたものです。

雨水流出抑制施設の設置について皆様のご理解とご協力をお願いします。



2. 対象となる施設

市街化区域等における公共施設、及び3,000㎡以上の敷地を有する民間施設

(※施設とは、建築物、特定工作物、若しくは駐車場をいいます。)

(※公共施設の場合は、面積の大小に係わらず対象となります。)

(※) 一部、市街化調整区域についても対象となる場合があります。

3. 対象となる行為

- 1 建築物の「新築」
- 2 開発許可を要しない特定工作物の建設
- 3 駐車場の造成

(※1、2いずれも、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、仮設建築物の建築行為等は、対象から除かれます。)

4. 雨水流出抑制量の考え方

事業者などの方々にお問い合わせの雨水の流出抑制量は、敷地から発生する（雨水管などに流れ込むと見込まれる）雨水量と用途地域ごとに定める流出係数等によって算出された雨水量の差を対象とします。

※雨水量 = 流出係数 × 敷地面積 × α (係数)
敷地の工種ごとに雨水量を計算し、累加する。

(例)

下表の基礎流出係数で計算した雨水量
(実際に敷地から発生する雨水量)

工種	屋根	駐車場 (舗装)	駐車場 (砂利)	間地
基礎流出係数	0.90	0.85	0.50	0.20

用途地域ごとに定められた流出係数等で計算した雨水量
(雨水管整備の基礎となる雨水量)

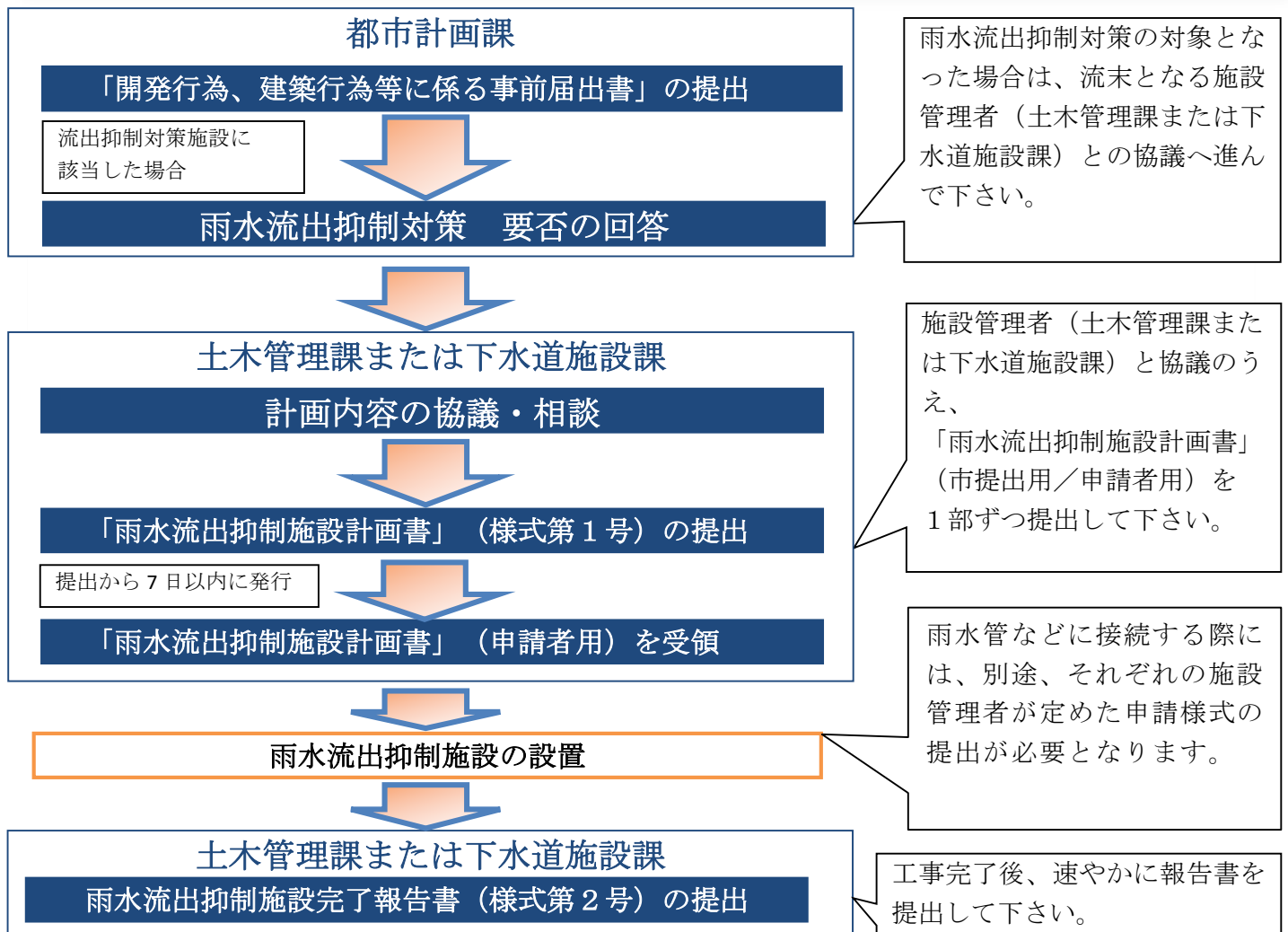
用途地域	流出係数	用途地域	流出係数
第一種低層住居専用地域	0.50	準住居地域	0.55
第二種低層住居専用地域	0.55	近隣商業地域	0.70
第一種中高層住居専用地域	0.50	商業地域	0.75
第二種中高層住居専用地域	0.55	準工業地域	0.50
第一種住居地域	0.55	工業地域	0.45
第二種住居地域	0.55	工業専用地域	0.45

地域名	流出係数	地域名	流出係数
北彩都地区	0.85	動物園通り産業団地	0.45

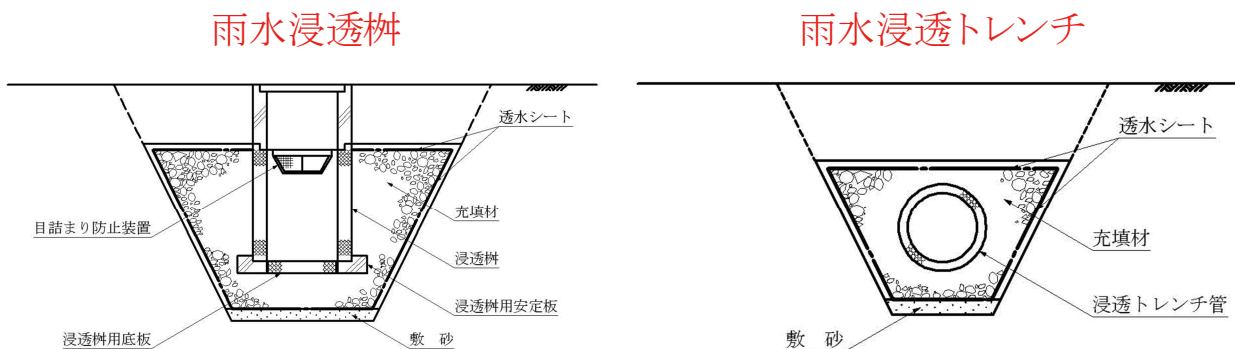
例 250 m³/h - 200 m³/h = 50 m³/h

流出抑制対策量

5. 雨水流出抑制対策の流れ



6. 雨水浸透柵、雨水浸透トレンチの構造例



7. その他

- ・ 雨水流出対策の詳しい内容は「旭川市雨水流出抑制技術指針」をご覧ください。
- ・ 雨水流出抑制量及び雨水流出対策の内容を検討するための、エクセル形式の計算式などを用意してあります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。旭川市地域振興部都市計画課までお問合せ下さい。

● 旭川市の雨水流出抑制対策については、ホームページで確認することもできます。

都市計画課 URL :

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/406/zoseikaihatu/p007800.html>

雨水流出抑制施設設置のお願い

～旭川市雨水流出抑制に関する指導要綱の手引き～

令和元年12月改訂版

編集・発行 旭川市地域振興部都市計画課開発指導担当
〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3F
TEL : 0166-25-8530

